

公 告

次のとおり、条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 7 年 7 月 4 日

収支等命令者

佐賀県農業試験研究センター所長

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 野育ガラス温室ハウス（No 8）自動カーテン
および天窓開閉装置改修工事
- (2) 工事内容 仕様書及び工事内訳書のとおり
- (3) 工事終了期限 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金曜日）
- (4) 工事場所 佐賀市川副町南里 1 0 8 8

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札参加資格確認申請書提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停

止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 過去 10 年以内に佐賀県内において、同種業務の受注実績のある者。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加資格確認申請書」、「営業概要書」及び「同種工事受注実績書」を令和 7 年 7 月 14 日（木曜日）17 時までに、4 の(1)の場所へ持参又は郵送すること。

なお、「入札参加資格確認申請書」等の受理後、資格審査により入札参加資格を確認し、令和 7 年 7 月 22 日（火曜日）までにその結果を通知する。

よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知（資格有）を受けた者に限る。

また、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

また、今回の工事に対する質問がある場合は、質問事項を別添「野育ガラス温室ハウス（No 8）天窓開閉装置及び自動カーテン改修工事に対する質問・回答」に記入し、令和7年7月14日（木曜日）17時までに、4の（1）の電子メールアドレスへ送信すること。当所の回答期限は令和7年7月22日（火曜日）17時とする。

4 入札日時及び入札場所等

（1） 問い合わせ先

佐賀県農業試験研究センター

郵便番号 840-2205

佐賀市川副町南里 1088

電話番号 0952-45-2141

電子メールアドレス nougyoushikensenta@pref.saga.lg.jp

（2） 入札書の提出場所等

（4）の場所に入札者が直接持参すること。

（3） 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4） 入札及び開札の日時及び場所

令和7年7月25日（金曜日）13時30分

佐賀県農業試験研究センター 講堂

5 その他

（1） 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号及び第115条第3項第3号の規定により免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出したもの

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条により無効と認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のないもの

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 入札金額が、入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。

(6) 提出書類

ア 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された書類は返却しない。